

申告期間 2/18～3/17

平成20年1月1日 現在 行方市にお住まいの方は申告が必要です。

●平成20年度(平成19年分)所得税・住民税(市県民税)申告相談

平成20年度(平成19年分)の所得税・住民税(市県民税)の申告相談を下記のとおり開催します。

開催期間中は、混雑を緩和するため地区別に期日を設定させていただきましたが、ご都合に合わない場合は、他の期日のすべての会場で申告をすることが可能です。しかし、申告期限が近づくと大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなりますので、お早めに申告相談をされますようお願いいたします。

●申告相談日程

会場名	麻生会場	北浦会場	玉造会場	潮来税務署
場所	麻生庁舎(第2庁舎) 2階第3会議室	北浦庁舎 2階第1会議室	玉造庁舎 2階第1会議室	潮来税務署 1階 事務室
受付期間	2月18日(月)～3月17日(月) *土日を除く平日			2/18～3/17 土日を除く平日
受付相談時間	【午前の部】午前8時30分～11時30分 【午後の部】午後1時00分～4時00分			午前8:30～午後5時
受付相談内容	★すべての住民税申告 ★一般的な所得税申告(白色の事業申告・還付申告等)			★所得税申告 ★消費税申告 ★贈与税申告等 ★その他すべての税申告に関すること
受付できないもの	青色申告・消費税・株式・譲渡所得・住宅借入金等特別控除(初年度分)など			
詳細日程	各地区別詳細の日程は別表のとおりです。			

(別表) 平成20年度(平成19年分)所得税・住民税(市県民税)申告相談

申告会場 対象地区	麻生会場	北浦会場	玉造会場	潮来税務署 1階 事務室
	麻生庁舎(第2庁舎) 2階第3会議室	北浦庁舎 2階第1会議室	玉造庁舎 2階第1会議室	
指定日	対象地区	対象地区	対象地区	対象地区
2月18日(月)	麻生地区	津澄地区	玉川地区	全地区
2月19日(火)	◇	◇	◇	
2月20日(水)	◇	◇	◇	
2月21日(木)	◇	◇	手賀地区	
2月22日(金)	太田地区	◇	◇	
2月25日(月)	◇	◇	◇	
2月26日(火)	◇	要地区	玉造地区	
2月27日(水)	大和地区	◇	◇	
2月28日(木)	◇	◇	◇	
2月29日(金)	◇	◇	◇	
3月3日(月)	◇	◇	◇	
3月4日(火)	行方地区	武田地区	現原地区	
3月5日(水)	◇	◇	◇	
3月6日(木)	◇	◇	◇	
3月7日(金)	小高地区	◇	立花地区	
3月10日(月)	◇	◇	◇	
3月11日(火)	◇	◇	◇	
3月12日(水)	全地区	全地区	全地区	
3月13日(木)	◇	◇	◇	
3月14日(金)	◇	◇	◇	
3月17日(月)	◇	◇	◇	



● 申告の必要な方

- ① 事業所得（農業・営業等）のあった方
- ② 不動産・配当・利子などの所得があった方
- ③ 給与所得者で給与以外に所得があった方
- ④ 給与所得のみで平成19年中に退職した方又は年末調整をしていない方
（給与支払報告書が勤務先から市に提出されてない方を含む）
- ⑤ 公的年金所得のみで所得税が源泉徴収されている方、社会保険庁などに申告した
以外の諸控除を受けようとする方、又は公的年金以外に所得があった方
- ⑥ 生命保険・郵便局など保険契約に基づく一時所得のあった方
- ⑦ 土地・家屋等の資産譲渡のあった方
- ⑧ 障害者年金や遺族年金を受けている方

注）平成19年中に収入がなかった方も所得証明・非課税証明の発行や国民健康保険税の軽減措置を受けられない等の不利益が生じますので、申告が必要となります。

● 申告の必要のない方

- ① 給与所得のみで勤務先から「給与支払報告書」が市に提出されている方
- ② 未成年者で所得のない方

注）税務署で所得税の確定申告をされた方は、住民税の申告は不要です。

● 申告に必要なもの 持参するものにチェックして下さい。

給与・年金所得者	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 給与源泉徴収票 <input type="checkbox"/> 年金源泉徴収票
事業所得者（農業、漁業、営業、不動産等）	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 収支内訳書（必ず作成しご持参下さい）
控除を受ける方	<input type="checkbox"/> 国民健康保険税領収書 <input type="checkbox"/> 生命保険料控除証明書 <input type="checkbox"/> 地震保険料控除証明書 <input type="checkbox"/> 国民年金保険料領収書 <input type="checkbox"/> 介護保険料領収書 <input type="checkbox"/> 医療費の領収書 ＊医療費控除を受ける方で保険会社からの補填がある場合は明細書も必要となります。 また、医療費の領収書は、予め整理し、まとめてご持参ください。
住宅借入金等特別控除	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 年末借入残高等証明書 <input type="checkbox"/> 売買契約書又は請負契約書の写し <input type="checkbox"/> 建築確認通知書等の写し（増改築のみ）
その他	※ 還付が予想される方は、金融機関名及び口座番号（本人名義）のわかるもの。 ※ 申告内容によっては、上記以外に必要な場合もあります。

* 要介護認定を受けている方は、身体障害者手帳等の交付を受けていなくても、「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることで、所得税や住民税の障害者控除を受けることができます。（65歳以上の方が対象となります。）
また、寝たきりの方のオムツに係る費用の医療費控除の取り扱いもごございますので、市役所介護福祉課（電話0299-55-0111）までお問い合わせ下さい。

所得税から住宅ローン控除を引ききれなかった方は住民税（所得割）から控除されます。

平成19年分の所得税から住宅ローン控除を引ききれない額が発生した場合、平成20年1月4日より3月17日までに、税務署又は市役所へ「市町村住民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出して下さい。

- 【問合せ】 ○住民税や一般的な所得税の申告についての問合せは
市役所 税務課 市民税グループ ☎0299-72-0811
○所得税・消費税・贈与税等の申告全般についてのお問合せは
潮来税務署 ☎0299-66-7510

行方市初 不動産公売の結果！

市税滞納者から差し押さえた不動産の入札公売を平成19年12月5日に行い、2件売却となりました。また、事前に滞納税の納付により4件が中止となりました。今回6件の不動産公売で6,754,591円の未納市税を収納することができました。

インターネット公売のお知らせ

第2回目のインターネット公売を実施します。市税滞納者から差し押さえた財産を次の期間で売却します。公売財産の内容や、下見会の日時等については、行方市ホームページ（2月に掲載予定）もしくは下記の期間にYahoo!オークションの官公庁オークションサイトにてご確認ください。

■参加申込期間 平成20年2月14日午後1時から2月28日午後5時まで

■せり売り期間 平成20年3月4日午後1時から3月6日午後1時まで

※参加申込期間内にYahoo!オークションの官公庁オークションサイトより公売参加の申込手続きを行わなければ入札に参加できません

※滞納税の完納などにより公売中止になる場合があります。

県内初・市町村間合同による不動産公売を実施します！！

行方市と鉾田市による不動産合同公売を実施します。参加ご希望の方は、行方市役所もしくは鉾田市役所各庁舎にある「公売広報」をご確認ください。また、郵送をご希望の方は収納対策課までご連絡ください。

■公売日時：平成20年3月5日（水）午後1時20分～午後2時

■場 所：茨城県行方合同庁舎 2階大会議室（行方市麻生1700番地6）

■公売対象不動産

売却区分	財産の表示・見積価額・公売保証金額
行方19-19	・行方市蔵川字御船下914番 田 1123㎡ ・見積価額 470,000円（公売保証金額 50,000円）
行方19-20	・行方市三和字帆津倉後2572番 田 1078㎡ ・行方市三和字帆津倉後2573番 田 383㎡ ・見積価額 460,000円（公売保証金額 50,000円）
行方19-21	・行方市玉造字新溝甲1421番 田 1292㎡ ・見積価額 640,000円（公売保証金額 70,000円）
鉾田19-4	・鉾田市大和田字中山1411番2 雑種地 2578㎡ ・鉾田市大和田字中山1412番6 雑種地 2664㎡ ・見積価額 15,670,000円（公売保証金額 1,570,000円）
鉾田19-5	・鉾田市秋山字谷口1番1 雑種地 2135㎡ ・見積価額 5,140,000円（公売保証金額 520,000円）
鉾田19-6	・鉾田市鉾田字加倉井679番63 宅地 342.39㎡ ・見積価額 2,620,000円（公売保証金額 270,000円）

※注意事項

■売却区分【行方19-19】、【行方19-20】、【行方19-21】の公売参加には、公売日に行方市農業委員会の発行する「買受適格証明書」の提出が必要となります。手続きについては、行方市農業委員会事務局へお問合せください。

■公売には、原則として、定められた公売保証金を納付すれば、どなたでも参加することができます。ただし、買受人の制限（国税徴収法第92条）、公売実施の適正化のための措置（国税徴収法第108条）等、買受人となることができない方は参加できません。

■行方市は買受人への不動産登記簿上の所有権移転などの登記は行いますが、物件の引渡の義務を負いません。物件内の動産類やごみの撤去、占有者の立ち退きなどは、全て買受人自身で行っていただきます。また、隣地との境界は買受人と隣地所有者で協議してください。

■公売日直前に、滞納税の完納などで中止になる場合があります。

【問合せ】	行方市収納対策課 麻生庁舎内	☎0299-72-0811
	行方市農業委員会事務局 北浦庁舎内	☎0291-35-2111
	鉾田市収納課	☎0291-33-2111